



中西 準子

なかにし・じゅんこ
工学博士。横浜国立大学名誉教授。環境リスク評価文化功労者。75歳。

今年6月、東京池袋で起きた、危険ドラッグ吸引者の暴走車による1人死亡¹、6人重軽傷の事故は、危険ドラッグの危険性を一挙に日本社会に知らしめることになった。

危険ドラッグの定義を簡単に書けば、麻薬や覚醒剤のように、脳や神経に作用し、興奮作用や鎮静作用を持ち、習慣性もある薬剤であり、「麻薬および向精神薬取締法」「覚醒剤取締法」または「薬事法」で禁止されていないものである。

少なかつたために、まさに合法な危険物質であった。そのため暴力団の売人などの手によるのではなく、普通の商店で売られてきた。しかし、規制物質数も増えてきているので、その中に違法な物質が含まれている可能性も大きくなっている。

危険ドラッグの氾濫は、化学構造を少し変化させれば同じような機能を持つ物を作ることができ、かつ法律上は別物で規制されていないといいう立場に立てば、優れた対策である。

薬物として、規制する「包括規制」方式を採用するなど、矢継ぎ早に規制を拡大、強化している。これまでの個別物質指定の弊害を克服する一つの智慧であり、厳しい規制ほど良いという立場に立てば、優れた対策である。

しかし、そもそも「規制を抜ける技術」を持つて製造側に対しても、当初は、規制されている物質数ものである。微妙に構造の異なる化

物質の製造と構造確認が容易にな

った科学技術の進歩がもたらした新しい問題であり、その新しさに法律がおいつくことができないという問題でもある。

欧米では、かなり前から大問題になっていたが、やや遅れてわが国に入ってきた。国は今、問題の物質を一つ一つではなく、化学構造が似ている物質群を一括して薬事法の指定

が増えることで、規制側自身がそれには思えないし、むしろ、規制物質に追いつけて、また、国民生活や他人にも負の影響を引き起こし、弊害も大きくなる。物質規制一本槍はムリだということを痛感する。

新たな二つの視点がほしい。一つは、この方向をもっと追求してほしい。もう一つは、社会的影響から考え、独自の対策を考えることの必要性である。社会的影響の重要度は①吸引者の運転による交通事故②高校生など若者の利用③常用者の増大ーの順位ではないか。

交通事故について、飲酒運転と比

危険ドラッグ 物質規制だけではムリ

ひ、この方向をもっと追求してほしい。しかし、飲酒の場合、アルコールそのものを禁止せずに、飲酒運転をなくすことに努力し、成功しつつある。ドラッグの場合の有害性は強いので、物質の禁止や使用抑制も必要だが、それだけに頼るのでなく、物質の禁止とほやや離れて、使用者による犠牲者をいかに減らすかという「社会的」な視点からの対策も必要であり、飲酒運転規制の経験に学ぶこともできるはずである。

こういふ対策は、ドラッグを一定程度認めることになるのではないか、それより一網打尽で禁止すべきという議論がわが国では強くなってしまふ。しかし、それは規制逃れが巧妙に捉えることは可能なはずで、この機能がある値を超えるダメという報告されていない。飲酒運転事故件数はここ10年くらいで激減しており、昨年、飲酒事故は4335件、うち死亡事故件数は238件である（警察庁調べ）。

これは、化学物質の機能も重視して米国で取り入れられたアナログ規制（包括規制）の考え方につい。ぜ